

# 行政通知の読み方・使い方

## 小学校等の課程を修了していない者の中学校等入学に関する取扱いについて

（平成28年6月17日28初企第7号、文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課長通知）

解説・鞠子 雄志  
（文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課教育制度改革室専門官）

### 1 背景

文部科学省では、従前より「中学校は、小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を施すことを目的とする」という学校教育法第45条の規定を踏まえ、小学校等（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部）の課程を修了した者が中学校等（中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部）に進学することを予定しているとの考え方に基

づき対応してきている。

このことに関し、小学校等の課程を修了していない者（以下「小学校未修了者」という。）が中学校等へ入学を希望する事案について、近年様々な状況の変化がみられるようになった。例えば、保護者による虐待や無戸籍といった複雑な家庭の事情等により、居所不明となったり、未就学期間が生じたりするケースが明らかになってきているが、この中には小学校等を未修了のまま中学校等への進学を希望する者も含まれているものと考えられる。また、海外から帰国した子供等について、国籍や日本語能力の欠如等により保護者の就学義務が猶予又は免除されて外国人学校の小学部等に通った後に、中学校段階から日本の学校への進学を希望する事案や、外国籍の子

供が外国人学校の小学部等に通った後で経済的な事情や居住地変更等の事情により、中学校段階から日本の学校への入学を希望する事案等も生じてきている。

また、本年5月にまとめられた教育再生実行会議の「全ての子供たちの能力を伸ばし可能性を開花させる教育へ（第九次提言）」や、6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」等においては、子供たち一人一人の実情に応じた多様な教育機会を確保し、充実を図る方向性が強く打ち出されたほか、本年4月からは、小学校と中学校に加え、新たに義務教育9年間を一体として捉えて学校教育を提供する義務教育学校が制度化されるなど、様々な形で義務教育段階での教育機会の確保・充実の取組を進める機運が高まっている状況にある。

このような状況を踏まえ、文部科学省として、特別な事情がある場合の小学校未修了者

この連載では、自治体法務に関わる行政通知を取り上げ、通知の発出元に、発出の背景や読み方、使い方などを解説していただきます。

の中学校入学の取扱いを示す必要があると判断し、小学校未修了者の中学校等への入学について通知（以下、「本通知」という。）することとなった。

## 2 通知の内容について

小学校未修了者の中学校等への入学については、当該小学校未修了者が中学校相当年齢に達しており、次のような特別の事情を有する場合には、認めることが適当と考えられる。

- ① 保護者による虐待や無戸籍といった複雑な家庭の事情や犯罪被害等により、学齢であるにもかかわらず居所不明となったり、未就学期間が生じたりした子供が、小学校未修了のまま中学校相当年齢に達してから中学校等への入学を希望する場合
- ② 不登校等により長期間学校を欠席する間に、やむを得ない事情により小学校未修了のまま小学校相当年齢を超過した後、通学が可能となり、中学校等への入学を希望する場合
- ③ 病弱や発育不完全等の理由により、小学校相当年齢の間は就学義務の猶予又は免除の対象となっていた子供が、中学校相当年齢になってから就学が可能な状態となり、小学校未修了のまま中学校等へ

の入学を希望する場合

- ④ 海外から帰国した子供が、重国籍や日本語能力の欠如といった理由により、就学義務の猶予又は免除の対象となって外国人学校の小学部等に通った場合で、その子供が中学校段階から中学校等への進学を希望する場合
- ⑤ 日本国籍を有しない子供がいったん外国人学校の小学部等に通った後、経済的な事情や居住地の変更等といった事情により、中学校段階から中学校等への転学を希望する場合

⑥ 戦後の混乱や複雑な家庭の事情などから義務教育未修了のまま学齢を超過した者の就学機会の確保に重要な役割を果たしている中学校夜間学級等に、小学校未修了者が入学を希望する場合

このうち②の類型については、これまで文部科学省が示してきた不登校児童の出席扱い等に関する取扱いについて変更を生じるものではない。不登校児童については、通常は各学校において、当該児童を卒業扱いとするか原級留置とするか等の判断をされているものと思われるが、本通知の対象として考えられる例としては、例えば、当該児童やその保護者と学校との関係が何らかの事情で完全に破綻してしまい、卒業扱い等に関する判断を適

切に行うことが不可能な状態となり、曖昧なまま中学校相当年齢になってしまった場合など、通常の運用通りの取扱いがされなかった極めて希なケース等を想定しているものである。

また、④の類型では、「海外から帰国した子供」について言及しているが、仮に当該子供が日本で生まれ育った場合であっても、「重国籍や日本語能力の欠如といった理由により、就学義務の猶予又は免除の対象となって」外国人学校の小学部等に通った場合については、これと同様に考えられる。一方、就学義務の猶予・免除の手続きを経ずに親の方針でいわゆるインターナショナルスクールの小学部に通った日本国籍のみを有する子供が中学校への入学を希望する場合については、本通知の対象としては含めておらず、取扱いは従前と変わらない。

なお、以上のような特別の事情を有する場合については、学校教育法施行令第20条に規定する「保護者に正当な事由がないと認められるとき」や同第21条に規定する「義務を怠っている」と認められるとき」には該当しないものと認められる。

【参考】学校教育法施行令（昭和二十八年十月三十一日政令第三百四十号）

第二十条 小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校及び特別支援学校の校長

は、当該学校に在学する学齢児童又は学齢生徒が、休業日を除き引き続き七日間出席せず、その他その出席状況が良好でない場合において、その出席させないことについて保護者に正当な事由がないと認められるときは、速やかに、その旨を当該学齢児童又は学齢生徒の住所の存する市町村の教育委員会に通知しなければならない。

第二十一条 市町村の教育委員会は、前条の通知を受けたときその他当該市町村に住所を有する学齢児童又は学齢生徒の保護者が法第十七条第一項又は第二項に規定する義務を怠っていると認められるときは、その保護者に対して、当該学齢児童又は学齢生徒の出席を督促しなければならない。

以上のような場合において、小学校未修了者の中学校等への入学を認める際には、併せて入学者に対してきめ細かな支援を行う必要がある。

例えば、当該未修了者は、未就学期間があったことにより学習内容にまとまった欠落があるなど、日々の教職員による指導において補完的に対応する通常の補習だけでは十分な支援ができない場合も考えられる。このため、市町村教育委員会と学校とが協力し、必要に

応じて地域の学校支援組織やNPO等の民間団体とも連携しつつ、生徒の状況を踏まえた個別の支援計画や教材を準備し、放課後や長期休業日等の活用も含め、修業年限全体を通じた組織的・計画的な学習支援や進路指導を行うことについても検討することが必要である。

また、中学校等への入学を認めた生徒が見童養護施設へ入所している場合や、貧困、虐待、ネグレクトなど特別な生活上の課題を抱えている場合には、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーといった専門職員や児童相談所等の関係機関と緊密に連携しつつ、生徒の立場に立ったきめ細かな支援を充実させることも重要となる。

都道府県教育委員会においては、市町村教育委員会の意見を聴いた上で、当該生徒の在籍校における学習指導上・生徒指導上の課題の状況を総合的に判断して必要と認められる場合は、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置に関する補助や国・都道府県の教職員定数の加配など各種の人的支援措置の活用も考慮しつつ、生徒が在籍する学校の指導体制の充実に努めることが求められる。

### 3 おわりに

文部科学省としては、過去に中学校への入学が認められず、現在も学齢である方々については、今後中学校への入学が速やかに認められるよう、本通知の趣旨・内容を広く周知していきたいと考えている。また、既に学齢を超過してしまっている場合についても、通常の中学校で受け入れることや、いわゆる夜間中学が存在する地域においては夜間中学において受け入れることも考えられる。学校、市町村教育委員会及び都道府県教育委員会におかれては、小学校未修了者が中学校等への入学を希望している場合には、本通知を踏まえ、適切に対応していただきたい。

通知

小学校等の課程を修了していない者の  
中学校等入学に関する取扱いについて

(平成28年6月17日28初初企第7号、文部科学省初  
等中等教育局初等中等教育企画課長通知)

標記のことについて、文部科学省では、従前より「中学校は、小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を施すことを目的とする」との学校教育法（昭和22年法律第26号）第45条の規定にのっとり、小学校等の課程を修了した者が中学校等に進学することを予定しているとの考え方に基づき対応してきているところです。

このことに関し、小学校等の課程を修了していない者（以下「小学校未修了者」という。）が中学校等へ入学を希望する事案には近年様々な状況変化が見られます。例えば、保護者による虐待や無戸籍といった複雑な家庭の事情等により、居所不明となったり、未就学期間が生じたりするケースが明らかになってきており、この中には小学校等を未修了のまま中学校等への進学を希望する者も含まれているものと考えられます。また、海外から帰国した子供について、重国籍や日本語能力の欠如等により保護者の就学義務が猶予又は免除されて、外国人学校の小学部等に通った後

に中学校等への進学を希望する事案や、外国籍の子供が外国人学校の小学部等に通った後、経済的な事情や居住地変更等の事情により、中学校等への入学を希望する事案等も生じてきています。

このような状況に照らし、小学校未修了者の中学校等への入学について、下記のような取扱いとすることが適切と考えられますので通知します。

各都道府県知事及び都道府県教育委員会教育長におかれては域内の市町村教育委員会、学校、学校法人に対して、各指定都市教育委員会教育長におかれては域内の学校、学校法人に対して、各国立大学法人の長におかれては附属学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長におかれては域内の株式会社立学校及びそれを設置する学校設置会社に対して、本通知の趣旨、内容について周知するとともに、適切に指導、助言、援助を行っていただくようお願いいたします。

記

1. 小学校未修了者の中学校等への入学については、当該小学校未修了者が中学校相当年齢に達しており、次のような特別の事情

を有する場合には、認めることが適当と考えられること。

- ① 保護者による虐待や無戸籍といった複雑な家庭の事情や犯罪被害等により、学齢であるにもかかわらず居所不明となったり、未就学期間が生じたりした子供が、小学校未修了のまま中学校相当年齢に達してから中学校等への入学を希望する場合は、
- ② 不登校等により長期間学校を欠席する間に、やむを得ない事情により小学校未修了のまま小学校相当年齢を超過した後、通学が可能となり、中学校等への入学を希望する場合
- ③ 病弱や発育不完全等の理由により、小学校相当年齢の間は就学義務の猶予又は免除の対象となっていた子供が、中学校相当年齢になってから就学が可能な状態となり、小学校未修了のまま中学校等への入学を希望する場合
- ④ 海外から帰国した子供が、重国籍や日本語能力の欠如といった理由により、就学義務の猶予又は免除の対象となつて外国人学校の小学部等に通った場合で、その子供が中学校段階から中学校等への進学を希望する場合
- ⑤ 日本国籍を有しない子供がいったん外国人学校の小学部等に通った後、経済的

な事情や居住地の変更等といった事情により、中学校段階から中学校等への転学を希望する場合

⑥ 戦後の混乱や複雑な家庭の事情などから義務教育未修了のまま学齢を超過した者の就学機会の確保に重要な役割を果たしている中学校夜間学級等に、小学校未修了者が入学を希望する場合

なお、上記のような場合は、学校教育法施行令第20条に規定する「保護者に正当な理由がないと認められるとき」や同第21条に規定する「就学義務を怠っていると認められるとき」には該当しないものであること。

2. 小学校未修了者の中学校等への入学を認めるに当たっては、当該未修了者が、未就学期間があったことにより、学習内容にまとまった欠落があるなど、日々の教職員による指導において補充的に対応するだけでは十分な支援ができない場合も考えられる。このため、市町村教育委員会と学校とが協力し、必要に応じて地域の学校支援組織やNPO等の民間団体とも連携しつつ、生徒の状況を踏まえた個別の支援計画や教材を準備し、放課後や長期休業日の活用も含め、修業年限全体を通じた組織的・計画

的な学習支援や進路指導を行うことも検討すること。

また、当該生徒が児童養護施設へ入所している場合や、貧困、虐待、ネグレクトなど特別な生活上の課題を抱えている場合には、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーといった専門職員や児童相談所等の関係機関と緊密に連携しつつ、生徒の立場に立つたきめ細かな支援を充実させること。

都道府県教育委員会においては、市町村教育委員会の意見を聴いた上で、当該生徒の在籍校における学習指導上・生徒指導上の課題の状況を総合的に判断して必要と認められる場合は、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置に係る補助や国・都道府県の教職員定数の加配など各種の人的支援措置の活用も考慮しつつ、当該在籍校の指導体制の充実に努めること。

